

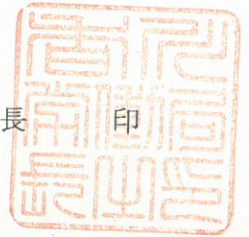
令和7年5月26日

働き方改革推進支援助成金交付決定通知書

一般社団法人 あさひ経営

代表理事 佐藤 秀樹 殿

香 川 労 働 局 長 印



令和7年5月14日 付けで申請のあった働き方改革推進支援助成金については、審査の結果、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条 { 第1項の規定により、 } 下記のとおり交付することに決定し、
{ 第3項の規定により修正のうえ、 }
したので、同法第8条の規定により通知します。

記

- 1 事業実施予定期間 交付決定の日より 令和8年2月13日 まで
- 2 助成金の交付の対象となる経費は、令和7年4月1日厚生労働省発基0401第10号 厚生労働事務次官通知の別紙「働き方改革推進支援助成金交付要綱(団体推進コース)」(以下「交付要綱」という。)の第3条に定める事業に要する経費であり、
その内容は { 令和7年5月14日 申請書記載のとおり } です。
{ 3のとおり }
- 3 事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりです。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は助成金の額が変更されたときは、別に通知するところによるものとします。

事業に要する経費	金	4,343,434 円
助成金の額	金	4,343,000 円
- 4 助成金の額の確定は、交付要綱の第3条に定める交付額の算定方法により行うものとします。
- 5 助成事業主団体等は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱及び働き方改革推進支援助成金支給要領(団体推進コース)の定めるところに従うこととします。(裏面あり)